

2025 年 9 月議会 一般質問

2（3）米軍・自衛隊の所有する危険物等の把握について

一問目

市内の自衛隊施設や米軍基地が安全に運用されるために、それぞれが所有する危険物等を市が把握する必要があると考え、改めてその体制を伺います。

まず、自衛隊が所有する危険物等は消防局が常に把握していますか、消防局長に伺います。米軍についても同様に把握に努め、武器輸送の際には事前通知を求める必要があると考えますが、市長のお考えを伺います。自衛隊の弾薬庫については、火薬類取締法で定められている学校などの第Ⅰ種保安物件から550m以上の保安距離は保たれているのでしょうか。また、米軍の弾薬庫については、保安距離は設定されているのでしょうか。2点について、市長に伺います。

市長答弁

武器輸送の事前通知について、米軍の運用について事前通知を求める考えはありません。

自衛隊弾薬庫の保安距離についてです。国からは自衛隊の火薬庫については、火薬類取り締まり法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保するなど、適切に対応していると聞いています。

米軍弾薬庫の保安距離についてです。国からは米軍の弾薬庫については、米軍の内部規制に従い、米軍において円滑に管理されるものと聞いています。

消防局長答弁

自衛隊の所有する危険物等の把握状況について

消防法に定める危険物を貯蔵し、または取り扱う施設については、自衛隊施設でも同様に当法に基づく許認可手続きや定期的な立ち入り検査等を通じて施設の位置、構造及び設備並びに危険物の品名並びに数量の状況を把握しています。一方、弾薬については、消防法の危険物に該当せず、火薬取締法の火薬類

に該当し、これらについては火災予防条例で消防署長への届け出が規定されており、自衛隊施設も同様にその位置などを把握しております。ただし、自衛隊が所有する弾薬のうち種類及び数量等具体的な内容については特定秘密の法に関する法律が定める特定秘密に該当するため、把握することはできず承知しておりません。

二問目（一問一答）

ふじその

米軍の危険物の安全確保について

米軍と自衛隊のシームレス化が進む中で、米軍の弾薬庫についても火薬取締法を適用していくように求めていくべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺います。

市長特命参与

米軍は米軍の内部規制に基づき、しっかりと管理している。火薬取締法であるとか、日本の法令が米軍の施設区域に適用されていない事は、ふじその議員も充分ご承知だと思います。

ふじその

そもそも、米軍浦郷弾薬庫の近隣には中学校やショッピングセンターなどがあるって、私たち（日本共産党）は知ってはいるけれど、承知はしていない立場です。今、自衛隊が米軍とシームレスになっていくと計画されている中で、なおさら国内法を適用しないといけないと思っております。

浦郷弾薬庫は旧海軍軍需部狹火薬庫が昭和 25 年 9 月 1 日に接收されて、米海軍横須賀基地司令部兵器部本部弾薬物揚場並びに弾薬庫として使用されています。すなわち、安全への配慮が戦前の考え方のまま、学校やショッピングセンターや住宅地と隣接しています。

在日米軍施設の爆発事故は 2015 年に相模原市の米陸軍施設相模原総合補給廠でも起きています。米軍が管理しているから大丈夫とは言えないと思いま

す。このような生活の場近くでの弾薬庫の使用については、安全を求めていく横須賀市長としてもやめさせるべきだと私は考えますが、市長の考えを伺います。

市長特命参与

米軍の弾薬庫については、米軍の内部規則に従い、米軍において厳格に管理されていると国から聞いているところです。また米軍が周辺環境に配慮することについては当然のことです。地域協定にも明記されております。